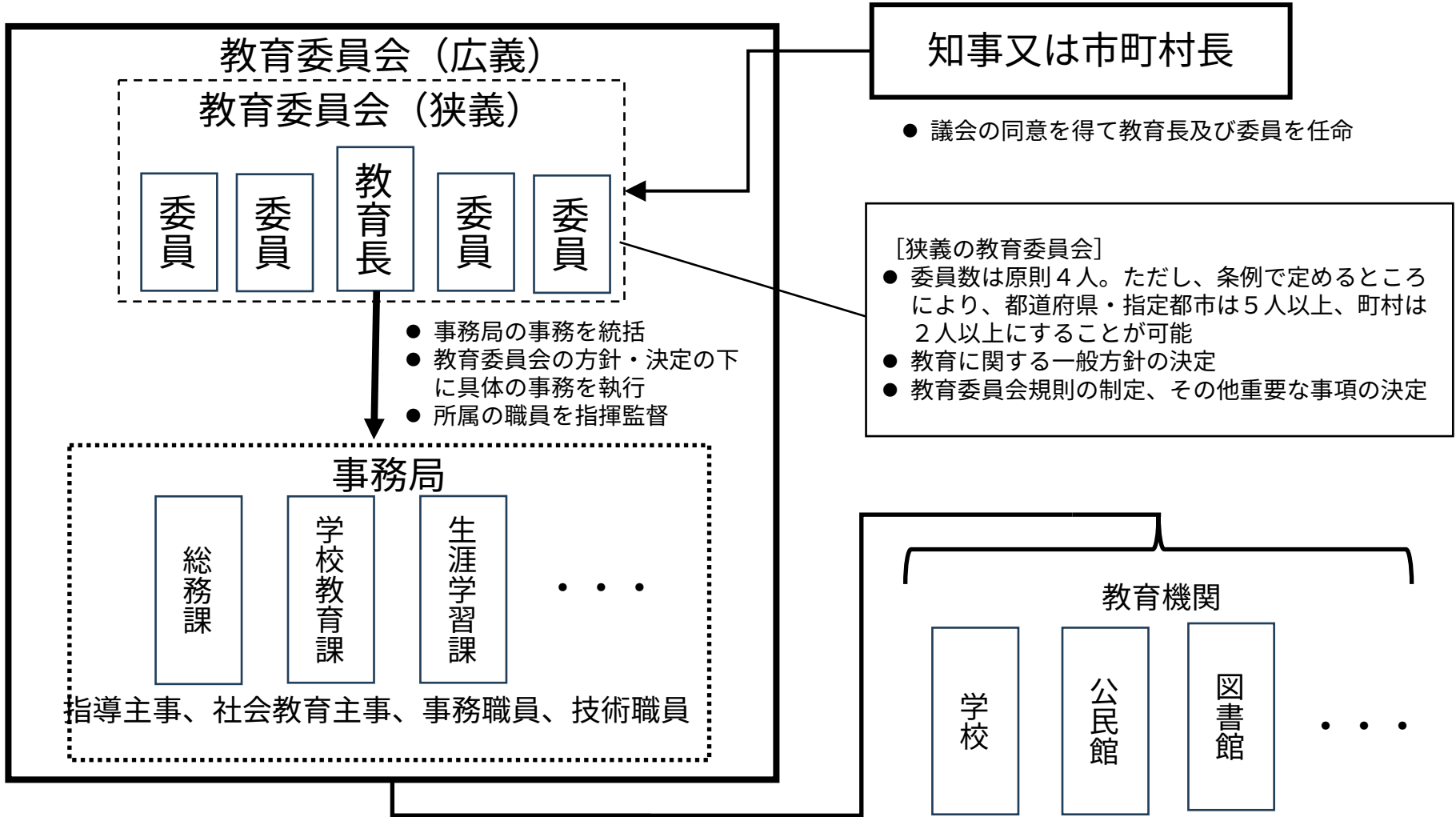


現在の教育委員会の組織イメージ



[メモ]

- 教育委員会法（1948～1956年）においては、教育委員には、その1人を議会選出の議員をあて、その他は住民の直接選挙によって選ぶとされた（公選制）。しかし、1956年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」により、知事又は市町村長が議会の同意を得て任命することとなった。
- かつては教育委員の互選で選ばれ、狭義の教育委員会を主宰する教育委員長という役職もあったが、2015年に廃止。首長が任命する教育長が委員会の主宰者となった。

教育委員会の事務

教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理

学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none">● 学校の設置管理● 教職員の人事及び研修● 児童・生徒の就学及び学校の組織編制● 校舎等の施設・設備の整備● 教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none">● 生涯学習・社会教育事業の実施● 公民館、図書館、博物館等の設置管理● 社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
芸術文化の振興、文化財の保護	<ul style="list-style-type: none">● 文化財の保存、活用● 文化施設の設置運営● 文化事業の実施
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none">● 指導者の育成、確保● 体育館、陸上競技場等スポーツ施設の設置運営● スポーツ事業の実施● スポーツ情報の提供